

令和5年度 島根県交通安全県民運動
自転車マナーアップ運動島根県実施要領

～ 自転車に 乗るなら必ず ヘルメット ～
(令和5年度使用 交通安全年間スローガン)

運 動 の 目 的

この運動は、全国の自転車月間である5月に併せて、自転車利用時の正しい通行方法等を広く県民に周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止することを目的とする。

運 動 の 期 間

令和5年5月1日(月)から5月31日(水)まで

運 動 の 重 点

- 1 自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの実践
- 2 自転車の点検整備と損害賠償責任保険加入の促進
- 3 中学生・高校生を中心とした安全指導の徹底

マナーアップ集中強化期間

【集中強化期間】 5月15日(月)から5月19日(金)までの5日間
【一斉行動日】 5月18日(木)



令和4年度 島根県交通安全協会主催
交通安全ポスターコンクール入賞作品
三島 笑舞さんの作品
(出雲市立西野小学校5年)

主唱 島根県交通安全対策協議会

推 進 事 項

推 進 主 体	推 進 内 容
自転車利用者	○ 「自転車は車両」であることを自覚し、車道の左側通行、歩道通行時の歩行者優先など「自転車安全利用五則」を遵守する。 ○ スマートフォンやイヤホン等を使用しながらの運転、無灯火、右側通行及び傘差し運転などは、自己や他人に危険を及ぼす違反行為であることを認識し、このような運転をしない。 ○ 夕暮れ時に自転車を利用する際は、早めにライトを点灯するとともに、反射材を着用する。 ○ 事故時の被害軽減のため年齢にかかわらず乗車用ヘルメットを着用する。 ○ 自転車の定期的な点検整備に努め、整備された自転車を使用する。 ○ 「ＴＳマーク付帯保険」や「サイクル安心保険」などの傷害・損害賠償保険に加入する。 ○ 点字ブロック（視覚障がい者誘導用ブロック）の上やその周囲での駐輪など、通行を妨げる迷惑行為をしない。
家 庭	○ 家族で「自転車は歩行者の仲間ではなく車の仲間」であること、正しい通行方法、危険な走行や迷惑行為等について話し合い、交通ルールの遵守とマナーの実践を図る。 ○ 子供の体格や技量にあった自転車を使用させる。 ○ 子供の模範となるよう、大人自らが乗車用ヘルメットを着用するとともに、自転車利用時の交通ルールを遵守する。 ○ 自転車保険などの傷害・賠償責任保険に加入して、万一の自転車事故へ備える。
学 校	○ 年齢に応じた自転車の正しい乗り方の指導や乗車用ヘルメット着用効果を啓発するほか、自転車も加害者になり得ること、傷害・損害賠償保険の必要性を指導する交通安全教室を開催する。 ○ 地域ボランティアと連携し、通学路での街頭指導を推進する。 ○ 夕暮れ時には、早めのライト点灯や反射材の着用を指導する。 ○ 幼児・児童・生徒自らが危険を予測・認識し交通事故を回避できるよう、身近な事例などを活用した交通安全教育を実施する。
地 域 職 場	○ 市町村の交通指導員、保護者等が一体となり、自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」を活用して、交通ルールの遵守とマナーの実践を呼びかける街頭指導を実施する。 ○ 朝礼や点呼等で自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの実践を指導する。
市 町 村 警 署 関係機関・団体	○ 「自転車は車両」であることを再認識させることや「自転車安全利用五則」の周知、自転車シミュレーター等を活用した体験型講習会の開催などにより、交通ルールの遵守とマナーの実践の徹底を図る。 ○ 関係機関・団体などと連携し、中・高生を中心に、通学・通勤時間帯の街頭指導を強化して、自転車のマナーアップを図る。 ○ 自転車の定期的な点検整備について周知を図る。 ○ 「ＴＳマーク付帯保険」や自転車保険などの傷害・賠償責任保険の周知を図り加入を促進する。 ○ 乗車用ヘルメットの着用が全年齢を対象に努力義務化（※）されたことを踏まえた着用徹底に向けた広報啓発を推進する。

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車運転者講習について

自転車運転者が、危険行為となる交通違反や交通事故を3年以内に2回以上繰り返すと、自転車運転者講習を受けることになります。受講命令に従わない場合の罰則は、5万円以下の罰金となります。

【危険行為】

信号無視、一時停止違反、通行禁止違反、歩道通行や車道の右側通行、歩行者への妨害行為、交差点等での通行妨害、酒酔い運転、妨害運転、制動装置不良自転車の運転など15類型が規定されています。

自転車保険

【TSマーク（付帯保険）】

自転車安全整備士が点検、整備した普通自転車の車体に付加される傷害及び賠償責任保険で、点検日から1年間有効。加入には点検・整備費が必要。

※島根県では第二種（赤マーク）のみ取扱い



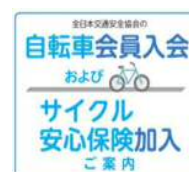
	傷害補償	賠償責任補償
補償内容	●死亡 ●重度後遺障害（1～4級） 一律 100万円 ●入院加療15日以上 の傷害 一律 10万円	●死亡 ●重度後遺障害（1～7級） 限度額 1億円

【サイクル安心保険】

全日本交通安全協会の自転車保険制度
詳細は下記を検索、またはQRコードから

全日本交通安全協会 自転車会員

検索



※ このほか、各損害保険会社の自転車保険（個人損害賠償責任保険や傷害保険）があり、コンビニで取り扱っている商品や自動車保険・火災保険等の特約もあります。

ヘルメットの着用

自転車乗車中の交通事故被害を軽減するためには、頭部を保護することが大切です。

自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。



※ 道路交通法の改正により、全年齢を対象にヘルメット着用の努力義務が課されることとなりました。(令和5年4月1日施行)